

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月30日
【会社名】	株式会社ユニバーサルエンターテインメント
【英訳名】	Universal Entertainment Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富士本 淳
【本店の所在の場所】	東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟
【電話番号】	03(5530)3055
【事務連絡者氏名】	取締役 麻野 憲志
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟
【電話番号】	03(5530)3055
【事務連絡者氏名】	取締役 麻野 憲志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第44期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 当社は、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、財務情報の国際的な比較可能性および経営の透明性をさらに高めるため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更することを決議致しました。これに伴い、現行定款第13条、第14条、第41条および第42条に所要の変更を行います。なお、事業年度の変更に伴い、第45期事業年度は平成29年4月1日から平成29年12月31日の9ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けます。

(2) 中期的な経営ビジョンに基づき、1年以上にわたる長期的なプロジェクトの遂行に関する経営責任を明確化するため、取締役の任期を1年から2年に変えることを決議致しました。現行定款第21条の変更を行います。

(3) 第21条の定款変更に伴い、会社法第459条第1項に定める要件を充たさなくなることから、これにより不要となった、剰余金の配当等の決定機関を定める第43条の削除致します。また、この削除により条文番号の繰り上げを行います。

(4) 現行定款第22条の代表取締役及び役付取締役に関する定めを実態に則した内容に変更することを決議致しました。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、富士本淳、徳田一、岡田幸子、麻野憲志、神垣清水、大谷禎男、宮永雅好を選任することを決議致しました。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、金子彰良を選任することを決議致しました。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社取締役の報酬額は、平成10年3月26日開催の臨時株主総会において、年額10億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることを決議致しました。

今般、カジノリゾート事業の進展による事業規模拡大とこれに伴う取締役の責務の増大等、諸般の事情を勘案するとともに、業績向上に関するインセンティブを一層高めるため、取締役の報酬額を年額10億円以内から20億円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内。）に変更することを決議致しました。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	607,873	35,827	4,488	(注1)	可決 90.86
第2号議案					
富士本 淳	615,431	28,269	4,488	(注2)	可決 91.99
徳田 一	618,248	25,452	4,488		可決 92.41
岡田 幸子	616,896	25,474	5,818		可決 92.21
麻野 憲志	618,885	24,815	4,488		可決 92.51
神垣 清水	618,194	25,506	4,488		可決 92.41
大谷 禎男	618,274	25,426	4,488		可決 92.42
宮永 雅好	605,847	37,853	4,488		可決 90.56
第3号議案					
金子 彰良	642,936	764	4,488	(注2)	可決 96.10
第4号議案	612,165	31,535	4,488	(注2)	可決 91.50

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

なお、賛成割合については、本株主総会前日までの事前行使分の議決権及び当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しており、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

以 上